

南関町告示第33号

南関町家庭用再生可能エネルギー導入促進事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月18日

南関町長 佐藤 安彦

南関町家庭用再生可能エネルギー導入促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球規模の環境問題である地球温暖化対策に貢献するため、再生可能エネルギーを利用した設備を導入する者に対し、南関町家庭用再生可能エネルギー導入促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象設備)

第2条 助成金の対象は、次の各号いずれにも該当する設備とする。

- (1) 太陽熱温水器、住宅用太陽光発電設備用蓄電池、又は木質ペレットストーブ・薪ストーブなどこれらに類するもの（以下「対象設備」という。）であること。
- (2) 助成金の交付を受けようとする者が自ら居住する専用住宅（以下「対象住宅」という。）に設置するものであること。
- (3) 設置前において、使用されたものでないこと。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本町に有する者であること。
- (2) 同一世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (3) 同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、対象設備の購入及び設置に要した費用（以下「対象設備設置経費」という。）の額に5分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、助成金の額の上限は5万円とする。

2 助成金の交付は、住宅一戸当たり同一対象設備につき1設備を限度とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りではない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備の設置前に南関町家庭用再生可能エネルギー導入促進事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置場所を示す平面図
- (2) 対象設備設置前の対象住宅の現況写真
- (3) 対象設備設置経費の内訳が明記されている見積書等の写し
- (4) 住民票謄本
- (5) 同一世帯員分の町税等の未納がない証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、助成金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定をしたときは、その旨を申請者に南関町家庭用再生可能エネルギー導入促進事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条に規定する交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、対象設備の設置完了後30日以内に、南関町家庭用再生可能エネルギー導入促進事業助成金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備設置後の対象住宅の現況写真
- (2) 対象設備設置経費に係る領収証の写し
- (3) 対象設備の設置完了日が分かる書類(納品書等)の写し
- (4) 対象設備の保証書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(助成金の確定等)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、速やかに、南関町家庭用再生可能エネルギー導入促進事業助成金交付確定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第9条 前条による通知を受けた交付決定者は、助成金を請求する場合は、南関町家庭用再生可能エネルギー導入促進事業助成金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、交付決定者に助成金を交付することとし、当該交付決定者の指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(決定の取消し等)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) その他町長が助成金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。